

デラックスバスで行く ～ 海の京都と歴史の面影を訪ねる旅 ～ 伊根の舟屋と天橋立 2日間

旅行期間：2026年11月29日(日)～11月30日(月) 1泊2日



伊根の舟屋(イメージ)



天橋立・傘松公園より(イメージ)



伊根の舟屋・空撮(イメージ)



舞鶴赤レンガパーク(イメージ)



1日目昼食場所
レストラン・フィネス・エルブ(イメージ・ワインは別料金)



天橋立ホテル夕食・かに・穴子料理(イメージ)

海の京都の絶景を巡り、ノスタルジックな雰囲気が漂う町並みを訪ねる

海の上に浮かぶような佇まいと、どこか懐かしく幻想的な風景が広がる「伊根の舟屋」。日本三景のひとつ「天橋立」が織りなす風光明媚な景色。さらに、かつての繁栄を今に伝える「丹後ちりめん街道」や、旧日本軍の拠点として発展し、今なおレトロな趣を残す舞鶴の「赤レンガ倉庫群」。海の京都ならではの歴史と文化、美しい自然に触れる、新たな京都を知る旅へでかけてみませんか。

岐阜バス「デラックスバス エンペラー」のご案内



バス外観(イメージ)



内装(イメージ)



座席(イメージ)

フットレスト(イメージ)

和のテイストを取り入れた「全23席」のデラックスバス。シートは2-1の横席のレイアウトで8列のみのゆとりあるシート配列です。また後部にはパウダールーム付きの化粧室を備えております。長時間の移動もゆったりと快適なバスの旅をお楽しみください。

ツアーのポイント

<伊根の舟屋> ～伊根の暮らしと文化を訪ねる～

穏やかな伊根湾に面して建ち並ぶ「伊根の舟屋」は、独特の生活文化を育んできた約230軒の建物群です。漁村の暮らしを今に伝える重要な景観として国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。



伊根の舟屋(イメージ)

舟屋の見学とともに、陸地からは味わえない風情あふれる景観を、船上からゆったりとお楽しみください。

<ちりめん街道> ～歴史が息づく丹後ちりめんの町～

与謝野町の「ちりめん街道」は、かつて丹後ちりめんの流通拠点として栄えた町並みです。商家や銀行など歴史的建築物が数多く残り往時の面影を今に伝えています。旧尾藤家住宅の見学とあわせて、趣ある町並み散策をガイドの案内でお楽しみください。

<舞鶴赤レンガパーク> ～レンガ造りの倉庫群～

かつて海軍の弾薬庫として使用されていた赤レンガ倉庫群を活用した複合施設です。倉庫群は国の重要文化財に指定されおり歴史資料の展示のほか、レトロな趣を残す建物そのものも見どころのひとつです。



舞鶴赤レンガパーク(イメージ)

ご宿泊のご案内

天橋立ホテル

お部屋から望む日本三景「天橋立」の絶景と、冬ならではの味覚を堪能できる かにづくし料理 をお楽しみいただけます。丹後の豊かな自然に抱かれながら、心安らぐひとときをお過ごしください。



外観(イメージ)



和洋室・お部屋の一部 和室とモダン・お部屋の一部 大浴場内湯・国生み(イメージ)

募集要項

■旅行代金(大人おひとり様あたり)

出発日	部屋タイプ	2名様1室	1名様1室
2026年 11月29日 (日)	別館 和洋室(海側)	138,000円	158,000円
	本館 和モダン(海側)	142,000円	162,000円

※3名様1室利用の場合 両部屋タイプともにおひとり様あたり2,000円引きとなります
また3人目は布団のご利用となります

■最少催行人員:10名様(最少受付人員1名様/定員20名様)

■食事条件:朝1回 昼2回 タ1回

■添乗員:名古屋駅から名古屋駅まで1名同行します

■宿 泊:<天橋立>天橋立ホテル 和洋室(別館・約41㎡)/和モダン(本館・約45㎡)
夕食:和食会席(かにづくし料理) / 朝食:和洋ブッフェ

■利用バス会社:岐阜乗合自動車(株)「エンペラー」

スケジュール

1	名古屋駅 08:00発 〇 ちりめん街道 〇 傘松公園 〇 伊根の舟屋・遊覧船 〇 舞鶴赤レンガパーク 〇 天橋立 16:30頃着 朝× 昼〇 タ〇
	名古屋駅 08:00発 〇 伊根の舟屋・遊覧船 〇 舞鶴赤レンガパーク 〇 天橋立 16:30頃着 朝〇 昼〇 タ×

凡例: 〇 バス ◎ 入場観光 〇 下車観光

※行程・時間は道路状況・気象状況などの影響により変更になる場合があります。

※気象状況により、富士山・紅葉が見られない場合があります。

国内 募集型企画旅行ご旅行条件 (要約)

*お申し込みの際は必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき事前にご確認の上お申し込みください。

■募集型企画旅行契約:この旅行は、(株)JTB(東京都品川区東品川12-3-11 観光庁長官登録旅行業第64号 以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

■旅行のお申し込みと契約の成立時期
(1)当社所定の事項をお申し出のうえ、お申込金おひとり様ご旅行代金の20%以上を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金のお支払いの差渡し引かせて頂きます。(2)当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものと取り扱います。

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立いたします。

■旅行代金のお支払い:旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが閑期の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いいただきます。またお客様が当社が発行する又は提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日はお客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

■「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件:当社提携クレジットカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と(以下「通信契約」といいます。)を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(1)契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(Eメール等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時に「会員番号・カード有効期限」等をお知らせいただきます。(2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日をいいます。

旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し成立日が旅行開始日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日)にあたる場合は翌営業日」とします。)また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)(3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の取消料を申し受けます。ただし当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はその限りではありません。

■旅行契約の解除・払い戻し:お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも「旅行契約」を解除することができま。ただし「契約解除」の申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

契約解除の日	取消料
1)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
2)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降の解除(3〜6を除く) (日帰り旅行にあっては10日目)(3〜6を除く)	旅行代金の20%
3)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の解除(4〜6を除く)	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5)旅行開始当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6)旅行開始後、または無連絡不参加	旅行代金の100%

■旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(特に記載がないかぎり航空機はエコノミークラスとなります。)(2)宿泊費、食事代、入場代、拝観料および消費税等諸税 (2)添乗員同行コースの同行費用(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの*上記費用はお客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

■旅行代金に含まれないもの 前項(1)〜(3)のほかは旅行代金に含まれません。

■特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

・死亡補償金:150万円 ・入院見舞金:2〜20万円 ・通院見舞金:1〜5万円 ・携行品損害補償金:お客様1名につき15万円を上限(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

■個人情報の取扱について

(1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、並びに旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、当社に旅行先の商品店でのお客様のお買物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終「旅程表」に記載され「運送・宿泊機関等及び保険会社・土産品店」に対しお申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。(2)当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお問い合わせいたします。この個人情報、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。(3)その他、個人情報(「個人情報の取扱」について「ご旅行条件書(全文)」の個人情報の取扱)を「お問い合わせ」など、お客様の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。株式会社JTBお客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川12-3-11

https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmfom.asp

■旅行条件・旅行代金の基準:この旅行条件書は2026年9月7日を基準としています。又ご旅行代金は2026年9月7日現在の有効な運賃・規則として算出しています。

●旅行企画・実施

●お申し込み・お問い合わせ



株式会社 JTB

感動のそばに、いつも。

観光庁長官登録旅行業第64号 一般社団法人日本旅行業協会正会員
東京都品川区東品川12-3-11 〒140-8602



ボンド保証委員会
一般社団法人日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、御遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にお尋ね下さい。